

綾瀬市百寿者等祝品贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、100歳以上の高齢者に対して敬老祝品（以下「祝品」という。）を贈呈し、長寿を祝い、敬老の意を表すことを目的とする。

(受給資格)

第2条 祝品は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「受給資格者」という。）に贈呈する。ただし、第1号に規定する基準日前に死亡し、又は市外に転出した場合は、この限りでない。

- (1) 毎年9月15日（以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者
- (2) 当該年度内に100歳以上となる者

(祝品の金額)

第3条 祝品の金額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じて、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 100歳になる者 5,000円相当
- (2) 101歳以上になる者 2,000円相当

(贈呈の時期)

第4条 祝品は、受給資格者に対し、市長が別に定める日に贈呈するものとする。

(受給資格者死亡の場合の措置)

第5条 受給資格者が、祝品を贈呈する日前に死亡した場合は、その祝品を当該受給資格者と死亡当時同居していた配偶者、子、孫又は兄弟姉妹に対し、贈呈することができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年度に贈呈する祝品の特例)

- 2 第3条の規定にかかわらず、令和7年度においては、令和7年9月15日時点で、

住民基本台帳法に基づき本市の住民基本台帳に引き続き 1 年以上記録されている者であって、令和 6 年 9 月 2 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までに 1 0 0 歳となったものについては、第 3 条第 1 号に掲げる金額の祝品のみを贈呈する。